

PPAサービス 利用規約

I 総則

1 適用

このPPAサービス利用規約（以下「本規約」といいます。）は、当社がお客様の所有する建物に太陽光発電システムを設置して電力を発電し、お客様がその需要に応じて当該電力を自家消費するサービスについて、料金その他の提供条件を定めたものです。

2 本規約の変更

- (1) 当社は、社会通念上お客様の利益に適合する場合のほか、供給方法等の技術的な事項または本サービスの契約手続き・運用上の取扱いについて変更が必要な場合、法令・条例・規則等の制定または改廃により本規約の変更が必要な場合、消費税および地方消費税の税率が変更された場合、その他当社が必要と判断した場合には、本規約を変更することがあります。料金にかかわる変更については、本規約変更の直後の別紙1「PPAサービス料金表」に定める検針日の翌日から、変更後の料金を適用します。その他料金にかかわらない変更については、変更を行った日から、変更後の本規約を適用します。
- (2) 本条(1)に基づき本規約を変更する場合、当社は、本規約の変更内容を当社WEBサイトへの掲載等によりお客様にお知らせいたします。

3 定義

次の言葉は、本規約においてそれぞれ次の意味で使用します。

- ① 一般送配電事業者
電気事業法第2条第1項第9号に定める事業者で、お客様の供給区域において託送供給等を行う事業者をいいます。
- ② 本太陽光発電システム
本契約に基づいて本建物に設置される太陽電池モジュール、接続箱、パワーコンディショナ、その他太陽光発電に関する機器等を総称していいます。
- ③ お客様
当社と本契約を締結し、本サービスを利用する方をいいます。
- ④ 当社
Niterrra電力株式会社をいいます。
- ⑤ 本契約
5（本サービスの内容および申込み）および6（申込みの承諾）に従って締結された本サービスにかかる契約をいいます。
- ⑥ 本建物
当社が本太陽光発電システムを設置するお客様が所有している、または賃貸借契約により賃借もしくは使用貸借契約等により使用している建物をいいます。
- ⑦ 本電力
本太陽光発電システムによって発電した電力をいいます。
- ⑧ 自家消費
本電力を本建物で消費することをいいます。
- ⑨ 余剰電力
本電力のうち、本建物で自家消費しきれずに余った電力をいいます。
- ⑩ 本サービス

当社が、本建物の屋根等に本太陽光発電システムを設置して発電し、お客様が、当該電力を自家消費することを主たる内容とするサービスをいいます。

- ⑪ 料金適用開始日
「発電開始および解約違約金発生期間・契約終了日 確定のお知らせ」に記載される本サービスの提供開始日をいいます。
- ⑫ 安心プラン
契約終了時の解約違約金の発生期間を短くする契約プランをいい、詳細は別紙2「解約違約金」に定めます。

4 単位および端数処理

本規約においてサービス料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりとします。

- ① 自家消費電力量の単位は 1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。
- ② サービス料金その他の計算における合計金額の単位は1 円とし、その端数は切り捨てます。

II 契約の申込み

5 本サービスの内容および申込み

お客様が、新たに本契約の締結を希望される場合は、予め当社所定の審査を経たうえで、本規約に同意のうえ、本サービスの内容を記載した当社所定の申込書によって申込みをしていただきます。

当社は、別途、お客様が当社と本建物を需要場所とする電力需給契約を締結していただくことを条件として本サービスを提供します。

6 申込みの承諾

当社は、お客様から前条に基づく申込みがあった場合、お申込み内容を確認のうえ、承諾するか否かを通知します。なお、以下の場合、申込みを承諾しないことがあります。

- ① 当社が定める本サービス利用のための要件が満たされていないとき
- ② 申込書に不備があるときまたは虚偽の事実を記載したとき
- ③ その他やむを得ない理由があると当社が判断したとき

7 契約成立の時期ならびに契約期間

本契約は、当社が前条の承諾の意思表示をした日に成立し、契約期間は、「発電開始および解約違約金発生期間・契約終了日 確定のお知らせ」に記載の料金適用開始日から20 年後の日が属する月の検針日までとします。

III 太陽光発電システム

8 通常利用

- (1) お客様は、本建物において、お客様自身の需要に応じて現に消費するものについて、本電力を自家消費することができるものとします。
- (2) 本電力のうち、余剰電力は、当社が自由に利用し処分できるものとします。

9 本太陽光発電システム

- (1) 当社は、本太陽光発電システムを本契約締結前にお客様にお渡しする「PPA契約締結およびサービス提供のお知らせ」に定める位置に設置します。
- (2) 本太陽光発電システムの所有権は、当社に帰属します。
- (3) 当社は、本太陽光発電システムを正常に運用できるよう、定期点検等の保守および保全の一切を行い、本太陽光発電システムが故障した場合、設備を正常な状態に回復させるものとします。
- (4) 当社および16（再委託）(1)に規定する当社の再委託先は、お客様の事前の承諾を得て、設置、保守、保全および補修に必要な範囲でお客様の敷地および建物に立ち入ることができるものとします。
- (5) お客様は、当社がその所有権を有する旨の標識（以下「所有権標識」といいます。）を本太陽光発電システムに貼付するときはこれに協力するものとし、また、当社から要求があったときは、本太陽光発電システムに所有権標識を貼付するものとします。お客様は、サービス期間が終了するまでの間、本太陽光発電システムに貼付された所有権標識を維持するものとします。

10 設置場所

- (1) お客様は、契約期間中、本建物の所有権または利用権を保持し、本建物の屋根等を本契約のために無償で提供するものとします。
- (2) 当社は、当社が指定した工事請負者をしてお客様から提供を受けた本建物の屋根等に本太陽光発電システムを設置します。当社は、本太陽光発電システムの設置に必要な範囲において、当社の費用で本建物の屋根材、壁材、その他の構成部分の交換や加工を行うことができるものとします。
- (3) お客様が本建物を所有されていない場合、お客様は、本建物の所有者に対し、あらかじめ前各項についての同意を得ていただくものとします。当社は、本建物の所有者からの当該同意の状況を確認し、その確認ができない場合、当社が指定した工事請負業者をして、その同意が確認できるまで本太陽光発電システムを設置しないものとします。
- (4) 当社が第2項に基づいて本建物の屋根材、壁材、その他の構成部分の交換や加工を行った場合でもお客様は、当社にこれらの交換や加工について原状回復を求めることはできないものとします。
- (5) お客様は、契約期間中、太陽光発電システムへの日射を妨げ、もしくは減少させる設備、竹木その他の遮蔽物の設置、または本建物の改造等はできないものとします。

11 本建物の安全性と維持

- (1) 当社は、当社が指定した工事請負者をして、お客様に対し、本建物への本太陽光発電システム設置工事に関する説明をさせます。お客様には、本太陽光発電システム設置の可否および建物への影響について、ご自身の責任においてご判断いただきます。
- (2) お客様は、契約期間中、自己の費用と責任において、本建物の適切かつ十分な保守・補修・整備を行い、建屋性能の確保と維持をするほか、本太陽光発電システムの継続設置に支障が出ないようにするものとします。

12 契約終了時の本太陽光発電システムの取扱い

- (1) 当社は、本契約の契約期間満了前にお客様に対して継続契約の提案を行うことがあります。この場合、本太陽光発電システムの所有権の取扱い等について、別途

- お客様と取り決めを行います。
- (2) 前項により本太陽光発電システムの所有権の取扱い等について、別途お客様と取り決めを行うことができなかった場合、当社は、本契約の契約期間が満了した時点をもって、本太陽光発電システムをお客様に無償譲渡します。これにより、本太陽光発電システムの所有権および本契約満了以降に発電された本電力の利用処分権は、何らの手続きを要することなく当然にお客様に移転します。
 - (3) 本契約の契約期間内に、お客様に起因する事由によって本契約が終了した場合、当社は、33（解約違約金）(1)に規定する解約違約金の支払いをもって本太陽光発電システムをお客様に無償譲渡するものとし、これにより、本太陽光発電システムの所有権および当該終了時点以降に発電された本電力の利用処分権は、何らの手続きを要することなく当然にお客様に移転します。
 - (4) 安心プランをご契約のお客様が解約違約金発生期間満了以降かつ本契約の契約期間満了前に解約をされた場合、当社は当社の費用にて本太陽光発電システムを撤去します。
 - (5) 32（契約の解約等）(4)により当社が本契約を解約した場合は、お客様の希望により本太陽光発電システムを無償譲渡し、または、当社の費用にて本太陽光発電システムの取り外しを行うものとします。無償譲渡をした場合は、本太陽光発電システムの所有権および本契約解除以降に発電された本電力の利用処分権は、何らの手続きを要することなく当然にお客様に移転します。
 - (6) 本条(2)(3)および(5)による譲渡は、譲渡時点での本太陽光発電システムの現状有姿にて行うものとし、当社はお客様に対し、本太陽光発電システムの経年による劣化、性能低下および不具合ならびに本太陽光発電システムによる発電量について、一切責任を負わないものとします。なお、本太陽光発電システムのメーカーが行う保証期間が残存している場合には、当該メーカーの承諾が得られる限りにおいて、当該保証をお客様に承継するものとします。

13 損害賠償等

- (1) お客様および当社は、他の当事者が本契約に違反したことにより、損害を被った場合、その賠償を相当因果関係の範囲内で請求することができます。
- (2) 前項にかかわらず、当社は、お客様の工場等が操業停止したことによる損害を含む停電または電圧低下による損害等については、責任を負わないものとします。ただし、当社の故意または重大な過失に起因する場合はこの限りではありません。
- (3) お客様に本契約に基づく金銭債務の不払がある場合、または本契約に基づく義務について不履行がある場合は、お客様の不払または不履行の状態が是正されない限り、当社は本契約上の義務の履行を拒絶できるものとし、それにより生じる損害等はおお客様の負担とします。当社に本契約に基づく義務について不履行がある場合についても同様とします。

14 環境価値

本太陽光発電システムにより発電された電力に係る環境価値（当該電力を使用する等によりCO2 排出を削減できる価値をいいます。以下、同じ）は、当社に帰属するものとし、お客様は、自己に環境価値が帰属することを主張しないものとします。

15 本太陽光発電システムの異常

- (1) 本太陽光発電システムに異常が発生したときは、お客様は、直ちにその旨を当社に通知するものとします。

- (2) 当社が、お客様から前項の通知を受けたときは、速やかにその状況を確認し、異常がある場合は9（本太陽光発電システム）(3)に従い対応します。

16 再委託

- (1) 当社は、本サービスの業務の全部または一部を第三者（以下「再委託先」といいます。）に再委託することができます。
- (2) 前項に基づき、当社が本サービスの業務の全部または一部を再委託先に再委託した場合には、当社は、再委託した業務に関して本契約に基づき当社が負担する義務と同等の義務を当該再委託先に対して負わせるものとします。この場合、当社は、再委託した業務に関する当該再委託先の一切の行為について責任を負わなければならないものとします。

17 免責

- (1) 本規約に定めるサービス料金は、契約期間中にわたりこれを保証するものではありません。本サービスに関連する法令、ガイドライン、運用等が改廃された場合、サービス料金算定に用いる単価が改定された場合等、サービス料金を変更する必要が生じた場合、当社は、本規約を改定しサービス料金を変更することができます。
- (2) 本契約において、当社は、お客様に対し本太陽光発電システムによる発電量の保証等を行うものではありません。日射量の変動、第三者による周辺土地への遮蔽物の設置等、当社の責めに帰すべき事由によらず生じた設置場所の周辺環境の変化に起因して、発電量の減少等の損害が生じたとしても、当社は、お客様に対し、何らの責任も負いません。
- (3) 本太陽光発電システムの反射光の影響等、第三者からクレームや損害賠償請求が生じたとしても、お客様が自己の費用と責任で解決するものとし、当社は、お客様に対し、何らの責任も負わないものとします。

IV 契約種別およびサービス料金

18 契約種別およびサービス料金

契約種別およびサービス料金は、当社とお客様との契約書および別紙1「PPAサービス料金表」にて定めます。

V サービス料金の算定および支払い

19 サービス料金の発生時期

サービス料金は料金適用開始日から発生します。

20 自家消費電力量の算定期間

- (1) 自家消費電力量の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間とします。ただし、本サービスの開始時は、料金適用開始日を検針日とし、本契約終了時は、本契約終了日を検針日とします。
- (2) 検針は、毎月当社が定める日に行います。ただし、次の場合には、毎月検針を行わないことがあります。②の場合は、天災等の非常事態の場合を除き、予めお客様の承諾を得るものとします。
- ① 料金適用開始日からその直後の検針日までの期間が短い場合

② その他特別の事情がある場合

21 自家消費電力量の算定方法

- (1) 当社は、検針日に、本太陽光発電システムによる発電電力量および余剰電力量を電力量計により計測します。電力量計を計測する手段は遠隔監視装置による遠隔監視を含みます。
- (2) 当社は、前項による計測結果とその前回の件日における計測結果の差引きにより、算定期間における発電電力量と余剰電力量を算定します。乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものとします。
- (3) お客様の自家消費電力量は、算定期間における発電電力量から余剰電力量を差し引いて算定します。
- (4) 電力量計の故障等によって自家消費電力量を正しく計測できなかった場合、当月の自家消費電力量は、パワーコンディショナの電力測定結果を代替として用いるなどし、お客様と当社の協議によって決定します。
- (5) 電力量計を取り替えた場合には、算定期間における発電電力量は、(4)の場合を除き、取付け及び取外した電力量計ごとに(1)に準じて計量した発電電力量を合算した値とします。
- (6) 発電電力量の計量には、以下の特定計量スマートメーターを使用するものとします。
 - ・ 型名：IIL2302I
 - ・ 電気計器の精度階級：n3階級 使用公差±3%以内
 - ・ 交換頻度：20年毎
 - ・ 基準適合検査/使用前等検査：Imperial innovation Limited監督、GUANDONG Blitech LTD. 実施
- (7) 電力量計の詳細(メーカー名、製造年、製造番号)についてはお客様毎の情報を当社が管理し、特定計量制度に基づく適切な運用を行うものとします。電力量計の検定期間は当社責任において管理し、検定期間内に有効期間を要する次の計量器へ取り換えるものとします。
- (7) この特定計量スマートメーターに関するお問い合わせについては、当社お客様サポート窓口までお願いします。
- (8) お客様は、当該電力量計の計量機能に影響が出ないよう、強力な電波を発生させるものや強力な磁石等を近づけないように配慮願います。

22 サービス料金の算定

- (1) サービス料金は、お客様の自家消費電力量にもとづき、別紙1「PPAサービス料金表」に記載の契約種別ごとの料金算定式を適用して算定します。
- (2) 日割計算の方法については、別紙1「PPAサービス料金表」のとおりとします。

23 サービス料金の支払義務、支払期日および支払方法

- (1) 当社は、自家消費電力量の算定期間後、速やかにサービス料金を計算し、お客様にお知らせします。
- (2) サービス料金は、お客様からお申込まいただいた方法でお支払いいただきます。なお、振込手数料その他支払いに要する事務手数料等が発生する場合はお客様にご負担いただきます。

- 24 その他の債務の支払方法
工事費負担金、設置費負担金等のサービス料金以外の支払については、都度、当社が指定する口座へ振込みをしていただきます。なお、振込手数料その他支払いに要する事務手数料等が発生する場合はお客様にご負担いただきます。
- 25 遅延損害金等
お客様から、支払期日を経過してもサービス料金その他の債務（遅延損害金を除きます。）についてお支払がない場合は、遅延損害金を申し受けるものとしします。遅延損害金は、起算日からお支払いがなされた日までの日数に応じて、年率14.6%の割合で算定します。なお、閏年の日を含む期間についても、1年を365日として計算します。
- 26 債権回収会社による債権の回収
(1) 本契約上の債務について、当社の定める支払期日を経過したのち相応の期間が過ぎてもお客様からお支払いがない場合には、債権回収を依頼するため、お客様の会社名、所在地、支払状況等の情報を債権回収会社等へ通知することがあります。
(2) 当社が、債権回収を債権回収会社等へ依頼した場合、債権回収会社等が指定した方法によりお支払いください。これによる支払いがなされたときに、当社に対する支払いがなされたものとしします。
- 27 期限の利益の喪失
お客様に32（契約の解除等）(1)各号のいずれかの事由が生じた場合、お客様は当社に対する一切の債務について当然に期限の利益を喪失し直ちにその一切の債務を弁済するものとしします。

VI 供給の中止等

- 28 供給の中止または使用の制限もしくは中止
当社は、次の①から⑥のいずれかに該当すると当社が判断した場合には、本太陽光発電システムを停止できるものとしします。
① 本太陽光発電システムの保守、運用、点検、修理、交換等のために停止が必要な場合
② 不可抗力、その他当社の責に帰すべからざる事由により、停止が必要となった場合
③ 法令または行政機関からの命令、勧告等に基づいて停止する必要がある場合
④ 電気の保安等のため、停止が必要となった場合
⑤ お客様に本契約または本規約への違反があった場合
⑥ 32（契約の解除等）(1)に定める解約事由が発生した場合
- 29 本太陽光発電システムに関する賠償
お客様が、故意または過失により本太陽光発電システムを滅失または損傷したときは、当社に対し、次の金額を賠償していただきます。
① 修理可能な場合は、修理費用
② 修理不可能な場合は、33（解約違約金）に定める解約違約金
- 30 不正使用

- (1) お客様が、電気工作物（本太陽光発電システムを含みます。）の改変等によって不正な状態（当社または一般送配電事業者が設置した時点と異なる状態をいい、停電時以外における非常用電力が利用できる状態への切替えや、本太陽光発電システムの電源が OFF になっている状態を含み、これらに限られません。）で本サービスを利用した場合は、当社へ違約金を支払うものとします。
- (2) 本条(1)における違約金は、正しく算定したサービス料金の額と、不正な使用方法により算定された金額との差額を3倍した金額とします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合、当社にて当該期間を決定し前項の算定をします。

Ⅶ 契約の変更および終了

31 契約の名義変更

- (1) お客様が、お客様の本契約上の地位を本建物の所有権または利用権とともに新たなお客様に承継することを希望される場合は、当社所定の手続きによって、お客様よりお申込みをしていただきます。
- (2) 本条(1)のお申込みがあった場合、当社は当社所定の審査のうえ、諾否を決定し、お客様に通知します。
- (3) 合併・分割等の組織変更または相続によりお客様の本契約上の地位が包括承継された場合には、当社所定の手続きによって書面で申し出ていただくことにより、当該承継人（ただし、相続人が複数の場合もそのうちの一名とします。）への名義変更を行うことができるものとします。

32 契約の解除等

- (1) お客様に次のいずれかの事由が発生した場合には、当社は、何らの催告なく、お客様に対する通知により（ただし、③の場合には通知なく）、本契約を解除することができます。当該解除は、当社による損害賠償の請求を妨げません。
 - ① お客様が当社に提出した申込書等に本契約の継続を困難とするような虚偽または不正確な記載があったとき、または重要な記載がなかったとき
 - ② 他人の権利を侵害し、公序良俗もしくは法令に反し、または他人の利益を害する態様で電気を使用したとき
 - ③ 電気工作物（本太陽光発電システムを含みます。）の改変等によって不正な状態（当社または一般送配電事業者が設置した時点と異なる状態をいい、停電時以外における非常用電力が利用できる状態への切替えや、本太陽光発電システムの電源がOFFになっている状態を含みこれらに限られません。）で本サービスを利用したとき
 - ④ お客様の責に帰すべき理由により本太陽光発電システムまたは電力供給の保安上の危険を生じたとき
 - ⑤ 当社による本サービスの履行または運営等を妨げる行為を行ったとき
 - ⑥ お客様が自ら振り出した手形・小切手が不渡りになったとき、その他支払い不能または支払停止になったとき、または著しく信用状態が悪化したとき
 - ⑦ お客様が差押、仮差押、仮処分の申立て、もしくは滞納処分を受けたとき、または破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算等の倒産手続きの申立てを受け、もしくは自ら申立てをしたとき
 - ⑧ お客様が本契約に違反し、是正の通知送付後7日以内にその違反が是正されないとき
 - ⑨ 当社または当社が指定する第三者が本建物を調査した結果、本建物に本太陽

光発電システムを設置することができない、または設置が困難であると判明したとき

- ⑩ 法令もしくはガイドラインの変更、行政指導その他の制度変更等により、本契約の継続が困難となったとき
 - ⑪ 本建物が滅失した場合、または本建物が毀損し、本太陽光発電システムの設置運用が困難となったとき
 - ⑫ 本契約で本サービスの提供を受けている需要に関する当社との電気需給契約が、期間満了、解除その他の事由により終了したとき
 - ⑬ 住所や連絡先の変更の通知を怠る等の事由により、お客様の所在が不明となったとき
- (2) お客様は、本条(1)各号の事象が生じた場合または生じるおそれが発生した場合には、直ちに当社に通知するものとします。
- (3) お客様は、本契約を解約しようとする場合は、解約しようとする日の1か月前までに書面によりその旨を当社に通知し、本契約を解約することができます。この場合、33（解約違約金）に定める解約違約金をお支払いいただきます。
- (4) 当社は、本契約を解約しようとする場合は、解約しようとする日の60日以上前の日までに書面によりその旨をお客様に通知し、本契約を解約することができます。この場合、お客様は、当社に対して損害賠償その他の請求をすることはできません。本太陽光発電システムの取扱いは、12（契約終了時の本太陽光発電システムの取扱い）(4)に従います。
- (5) 本契約の解約に伴い、当社との電気需給契約も解約となるため、お客様によって当社以外の小売り電気事業者との電気需給契約の締結を行っていただく必要があります。

33 解約違約金

- (1) 本契約の契約期間内に、32（契約の解除等）(1)により当社が本契約を解除した場合、または 32（契約の解除等）(3)によりお客様が本契約を解約した場合、ただちに別紙2「解約違約金」により算定される金額をお支払いいただきます。
- (2) 前項の場合に、当社が、お客様の故意または過失によって引き起こされた通常想定されない特別な事情により当社が損害を被っているときは、当社は、お客様に対し、解約違約金に加えて、その特別な事情により生じた損害の賠償を請求することを妨げられません。

34 不可抗力

天災地変その他お客様または当社の責めに帰することができない不可抗力により、本太陽光発電システムが滅失または損傷し、修理が不可能である状態になったときは、当社は、お客様に通知することにより本契約を解除することができます。この場合、お客様には、解約違約金の支払い義務は生じず、当社は、修理不可能となった本太陽光発電システムの撤去の責任を負います。

35 誓約事項

- (1) 本契約の契約期間中、お客様は、以下に定める行為を行ってはならないものとします。
 - ① 31（契約の名義変更）に従って本契約上の地位を承継する場合を除き、本契約の契約上の地位、もしくは本契約に基づく権利の全部もしくは一部を第三者に譲渡し、またはこれに質権、譲渡担保その他の担保権を設定すること
 - ② 本太陽光発電システムで発電した電力を第三者に譲渡または供給すること
 - ③ 本太陽光発電システム設置後、本建物の屋根または敷地等に本太陽光発電シ

システムへの太陽光の照射を妨げる設備、竹木その他の遮蔽物を設置し、または本建物を改造する等により、本太陽光発電システムへの太陽光の照射を妨げ、または減少させること

- ④ 本太陽光発電システムに対し、改造その他の変更を加えること
 - ⑤ 本太陽光発電システムを取り外し、または撤去すること
 - ⑥ 10（設置場所）(1)により当社が利用する本建物の屋根等の部分を、第三者に使用させること。
 - ⑦ 当社に事前通知のうえ、当社指定の蓄電システムを設置する場合を除き、本建物に蓄電システムを設置し、本電力を蓄電すること
 - ⑧ 本建物に本太陽光発電システム以外の発電設備を設置すること
- (2) お客様は、本建物（10（設置場所）(1)により当社が利用する本建物の屋根等の部分を除きます。）を第三者に貸与その他使用させる場合、当該第三者に対し本契約の存在および内容を十分説明すると共に、当該第三者をして当社の本契約に基づく本建物の利用に協力させなければならないものとします。当該第三者が当社の本契約に基づく本建物の利用に協力せず、または当社による利用を不当に妨害した場合、32（契約の解除等）(1)⑤に該当するものとみなします。なお、本項に基づき本建物を第三者に賃貸その他使用させる場合であっても、お客様は、本契約または本規約上の義務および責任を何ら免れるものではなく、当該第三者の責に帰すべき事由はお客様の責に帰すべき事由とみなすものとします。

36 苦情処理

お客様は、第三者から本太陽光発電システムの設置等の本サービスに起因し、苦情もしくは相談を受け、または紛議が生じた場合には、お客様の費用と責任をもってこれらに対処し、その解決にあたるものとし、当社は一切責任を負わないものとします。

37 契約終了後の債権債務関係

本契約期間中に生じたサービス料金その他の債権債務は、本契約の終了によっては消滅いたしません。

VIII 工事費の負担

38 工事費負担金

本契約による本太陽光発電システム設置に係る供給設備を変更する場合において、当社が託送供給約款に基づき一般送配電事業者から工事費の負担を求められた際、当社は当該工事費の実費を工事費負担金としてお客様から申し受ける場合があります。

39 発電開始に至らないで本契約を廃止または変更される場合の費用の申受け

本太陽光発電システムまたは供給設備の一部または全部を施設した後、お客様の都合により発電開始に至らずに本契約を廃止または変更される場合は、当社は、託送供給等約款に基づいて一般送配電事業者から請求された費用の実費をお客様から申し受ける場合があります。なお、実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても、測量監督等に費用を要した場合は、その実費を申し受ける場合があります。

IX その他

40 反社会的勢力の排除

- (1) お客様および当社は、本契約の締結時点および将来にわたって、相互に次のいずれにも該当しないことを表明し保証します。
- ① 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動・政治活動標ぼうゴロ、特殊 知能暴力集団、またはこれらに準ずる者（以下「反社会的勢力」といいます。）であること
 - ② 反社会的勢力に対して資金を提供するなど、反社会的勢力と密接な関係を有すること
 - ③ 反社会的勢力を利用して、自己または第三者の不正の利益を図り、また他者に損害を与えるなどの不当な行為を行うこと
 - ④ 自らまたは第三者を利用して、直接または間接に、他者に対して詐術的行為、暴力的行為、脅迫 的言動、業務妨害行為を行うこと
- (2) お客様または当社は、相手方が前項に違反していることが判明した場合、ただちに本契約を解除することができます。この場合、当社が契約を解除したときは、お客様に別紙2「解約違約金」に記載の違約金を請求することができるものとし、その取扱いは、33（解約違約金）(1)(2)に準じます。

41 通知義務

お客様は以下の事由が生じる際は、事前に当社に書面にて通知するものとします。

- ① お客様の住所、電話番号、メールアドレスその他の連絡先を変更される場合
- ② サービス料金の支払方法を変更される場合

42 専属的合意管轄

お客様および当社は、本契約について訴訟の必要が生じたときは、訴額のいかんにかかわらず、名古屋地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意するものとします。

43 協議事項

本規約に定めのない事項または解釈に疑義が生じた事項については、お客様および当社は誠意をもって協議して合意の上、これを解決するものとします。

X 附 則（実施期日）

この規約は、2026年2月2日から実施いたします。

以上